

## 京都市養育費確保等に係る同行支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、京都市離婚前後家庭支援事業実施要綱の規定に基づき、ひとり親家庭等が養育費の取決め（強制執行によって実現されることが予定される養育費に係る請求権の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書のこと）の作成に必要な手続等を円滑に進めるため、家庭裁判所等への同行等（以下「同行支援」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する、20歳に満たない者をいう。ただし、20歳到達以降も監護・教育の必要性を市長が認める場合は、この限りではない。

2 この要綱において「ひとり親家庭等」とは、次のいずれかに該当する者のことをいう。

- (1) 配偶者のない者であって、かつ養育費の対象となる児童と生計を同一にし、かつその児童を養育しているもの
- (2) 離婚前の親であって、かつ離婚後に養育費の対象となる児童と生計を同一にし、かつその児童を養育する予定のもの

3 この要綱において「養育費」とは、子を監護・教育するために必要な経費であり、親権や同居の有無にかかわらず、子と生計を同一にする親に対して、子の成長を支えるために支払われる費用をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、京都市とする。ただし、本事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体等事業を適切に実施できる者に委託することができる。

### (対象者)

第4条 同行支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、同行支援の申出時において京都市内に居住するひとり親家庭等であって、養育費の取決めの対象となる児童と現に生計を同一にしている者とする。

### (同行支援の内容)

第5条 同行支援の内容は次のとおりとし、その範囲は京都市内（ただし、裁判所については京都市内を管轄する裁判所に限る。）とする。

- (1) 同行支援に係る相談及び申請の受付
- (2) 同行支援における記録及び助言（ただし、法的な助言を除く。）
- (3) 家庭裁判所等への同行（ただし、事前予約制とし、原則として対象者1人当たり2回まで（1回当

たり3時間以内)の利用とする。)

- (4) 家庭裁判所等から準備指示等があった事項についての整理及び補足説明等
- (5) 養育費の確保等に関する情報提供
- (6) その他市長が必要と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として同行支援を行わないものとする。

- (1) 対象者に代わって交渉、手続等を行う必要があると認められる場合
- (2) 同行者に危険があると想定される場合
- (3) その他市長が不適切と認める場合

(支援の申込み)

第6条 市長は、前条第1項第3号に規定する家庭裁判所等への同行支援を希望するもの(以下「申請者」という。)から同行支援を受けたい旨の申出があったときは、京都市養育費確保等に係る同行支援申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)及びその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(支援の決定等)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込書その他市長が必要と認める書類の内容を審査し、同行支援の可否を決定する。

2 市長は、同行支援の実施を決定したときは、京都市養育費確保等に係る同行支援決定通知書(第2号様式)により、同行支援の不承認を決定したときは、京都市養育費確保等に係る同行支援不承認決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(実施期間及び日時)

第8条 同行支援は、前条第1項の規定による決定をした日から当該決定日の属する年度の末日までの期間及び市長が指定する日時において実施するものとする。

(同行支援員の責務)

第9条 第3条ただし書きの規定により本事業を委託した場合にあって、委託先の職員(以下「同行支援員」という。)は、同行支援を行うときは、申込書の写し及び京都市養育費確保等に係る同行支援員身分証明書(第4号様式)を携行し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書の有効期限は発行から1年間とする。

3 同行支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告書の作成)

第10条 同行支援員は、同行支援を行ったときは、速やかに、京都市養育費確保等に係る同行支援報告書(第5号様式)により、市長に報告するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。